

# 宅地降灰置場の新設に関する手続きフロー

## 1.設置箇所(案)の決定(町内会)

宅地降灰置場の設置要望があった場合、新設したい置場の近隣住民の了解を必ず得て、設置箇所(案)を決めて下さい。

※一般ゴミとは異なり、原則、月2回の収集となります。



## 2.依頼書の提出(町内会長 → 鹿児島市道路維持課)

別紙様式の依頼書に必要事項を記入し、道路維持課に提出して下さい。



## 3.現場立会い(町内会長・鹿児島市道路維持課)

日程調整を行い、置場の要望箇所で開催立会いを行います。

※現場立会いの結果、設置箇所の再検討をお願いする場合があります。



2.依頼書の提出、3.現場立会いについては、同時に行うともできます。その際には、1.設置箇所(案)の決定の後に、道路維持課管理係(216-1410)に連絡して下さい。

## 4.宅地降灰置場の看板の設置(鹿児島市道路維持課)

宅地降灰置場の新設に関する手続きの完了です。



### 【お問い合わせ先】

鹿児島市建設局道路部道路維持課管理係  
TEL (099) 216-1410

# 記入例

令和 年 月 日

鹿児島市長

ご記入をお願いします。

〇〇〇〇〇町内会長

TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

宅地内降灰指定置場の設置要望について（依頼）

標記の件について、町内会で宅地内降灰指定置場を必要としているので、別紙位置図のとおり設置の要望を致します。

記

1. 設置場所 ～

例) ※※〇丁目 〇-〇前

ゴミステーション横

2. 設置数 ～

例) 1箇所